

聖籠町青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第9号

聖籠町青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町青少年問題協議会設置条例施行規則（昭和45年聖籠町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第7条」に改める。

第2条を次のように改める。

（委員の構成）

第2条 条例第3条第6項の規定に基づき協議会委員の構成を次のとおりとする。

（1） 関係行政機関の職員

ア 教育長

イ 県関係職員

ウ 警察関係者

エ 学校関係者

（2） 学識経験がある者

ア 青少年健全育成活動に従事する者

イ 青少年スポーツ活動等に従事する者

ウ 社会教育・社会体育活動その他青少年健全育成に寄与する活動に従事する者

第3条及び第4条を削る。

第5条中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。